

7 印鑑登録証の再交付

お問い合わせ 市民課 048-258-1110
(市役所代表番号)

印鑑登録証(カードまたは手帳)が焼失したり、機械で読み取れなくなってしまうと、印鑑証明が発行できなくなりますので、登録の廃止と再登録が必要です。

印鑑登録の方法

本人確認の方法	必要な物	登録までの日数
1.本人確認書類による確認方法	<ul style="list-style-type: none">・申請書(窓口にあります)・本人確認書類 (官公署が発行した有効期限内の写真付きの証明書) 例:運転免許証、パスポート、特別永住者証明書、在留カード、写真付き住基カード、マイナンバーカード(個人番号カード)などをご用意ください。・登録する印鑑・手数料200円	即日
2.保証人による方法 (注意)川口市に印鑑登録をしている方を保証人として登録する方法です。	<ul style="list-style-type: none">・印鑑登録申請書の保証人欄に、保証人が自筆で記入し、登録印を押印した申請書・本人確認書類 (健康保険証、年金手帳等)・登録する印鑑・手数料200円	即日
3.照会書による方法 (注意)印鑑登録の申請受付後、本人あてに照会書を送付します。登録者本人の自筆で必要事項を記入して、本人または代理人が持参してください。	<p>窓口で二度のお手続きが必要となります。</p> <p>(1)申請時</p> <ul style="list-style-type: none">・申請書(窓口にあります)・申請者本人が署名・押印した委任状 (委任状に押す印鑑は登録する印鑑をご使用ください)・登録者本人の本人確認書類 <p>申請受付の際、登録者本人に電話で登録の意志を確認してから本人の住所あてに照会書(兼回答書)を転送不要の簡易書留で郵送します。</p> <p>(2)回答書持参時</p> <ul style="list-style-type: none">・登録者本人の本人確認書類・代理人の本人確認書類・照会書(兼回答書) <p>(注意)照会書下欄の回答書に本人が必要事項を記入し、登録する印鑑を押印のうえ、申請から30日以内に登録申請をした窓口にご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・登録する印鑑・手数料200円	(注意) 即日登録ができません

8 税の減免

お問い合わせ	固定資産税課	048-259-7246
	市民税課	048-259-7245
	国民健康保険課	048-259-7669
	介護保険課	048-259-7295
	納税課	048-259-7949

税の減免については適用されない場合もありますので、直接担当課へお問い合わせください。

- **固定資産税・都市計画税(担当:固定資産税課)**
災害により、大きな被害を受けられた方は、損害の程度に応じて固定資産税・都市計画税が減免となる場合があります。
詳細については、担当課へお問い合わせください。
- **個人市民税(担当:市民税課)**
災害により、所有する住宅又は家財につき損害を受けた方は、個人市民税の減免を受けられる場合があります。
詳細については、担当課へお問い合わせください。
- **国民健康保険税(担当:国民健康保険課)**
災害やその他特別な事情より、生活が著しく困窮し納付が困難なときは、減免や徴収猶予が受けられる場合があります。
詳細については、担当課へお問い合わせください。
- **介護保険料、利用者負担額(介護保険課)**
火災・地震・風水害等の災害に遭われた場合や失業、世帯主の死亡したことによる収入が著しく減少した場合など、一定の条件に該当する方は、介護保険料、利用者負担額の減免を受けられる場合があります。
詳細については、担当課へお問い合わせください。
- **その他**
市税の納付方法等に関するご相談は、納税課へお問い合わせください。

⑨ 水道の使用中止・使用開始

お問い合わせ

川口市上下水道局お客様センター
048-250-3871

水道の使用中止について

使用している水道を今後使用しない場合は、川口市上下水道局お客様センターへ「使用停止手続き」を行ってください。

手続きは電話で行うことができます。

手続きの際は、次の事項についてお話しください。

- ① 使用を中止する水道の住所
- ② 使用を中止する水道の水栓番号
- ③ 使用を中止する日
- ④ 使用を中止する使用者の電話番号

水道の使用申込みについて

水道を使用される場合は、川口市上下水道局お客様センターへ「使用開始の手続き」を行ってください。

手続きは、電話で行うことができます。

手続きの際は、次の事項についてお話しください。

- ① 使用を開始する水道の住所
- ② 使用を開始する水道の水栓番号
- ③ 使用を開始する日
- ④ 使用を開始する使用者の電話番号

受付時間：平日 8時30分～19時00分

土日 9時00分～17時00分

10 国民健康保険証等再交付

保険証が焼失や滅失してしまった場合には、再発行が必要です。保険の種類に応じて、お問い合わせください。

○問い合わせ先

課名	内容	電話番号
国民健康保険課	国民健康保険証について	048-259-7669
高齢者保険事業室	後期高齢者医療保険について	048-259-7653
介護保険課	介護保険について	048-259-7295

○その他

社会保険・組合保険等については、各社会保険事務所・保険組合等にお問い合わせください。

11 国民年金等

年金手帳等が焼失や滅失してしまった場合には、再発行が必要です。年金の種類に応じて、お問い合わせください。

○国民年金の場合

浦和年金事務所(原則即日発行)

電話:048-831-1638(代表)

または、

市の国民年金課(発行まで1ヶ月弱)

電話:048-259-7666

○その他年金の場合

勤務先などを通じてお問い合わせください。

12 運転免許証

運転免許証が焼失や滅失してしまった場合には、再発行が必要です。

※再交付申請は、最寄の警察署では手続きできないので、ご注意ください。

○埼玉県運転免許センター(鴻巣)

○国外運転免許センター(大宮ソニックシティビル内)

お問い合わせ先(共通) 電話:048-543-2001

13 ライフライン事業者の連絡先

○ 電話事業者

NTT東日本(株)埼玉支店 電話:116(局番なし)

※携帯電話・PHS・NTT東日本以外の固定電話の場合

電話:0120-116-000(フリーダイヤル)

受付時間:午前9時～午後5時 土日・祝日も営業(年末年始を除く)

※お知らせいただく内容

・電話番号:お使いの電話番号

・お名前:電話のご契約者名義

○ 電気事業者

東京電力エナジーパートナー(株) 埼玉カスタマーセンター

電話:0120-995-441(フリーダイヤル)

受付時間 月曜日～土曜日(休祝日を除く)午前9時～午後5時

○ ガス事業者

東京ガスお客様センター

電話:0570-00-2211(24時間対応)

その他の事業者については、個別にお問い合わせください。

14 パスポートの届出

お問い合わせ

川口市パスポートセンター

048-241-8010

有効期限内のパスポートを焼失した場合は、すみやかに届け出る必要があります。
(旅券法第17条第1項)

届け出る事によりパスポートはその効力を失います。手続きは、必ずご本人が行ってください。代理での届出はできません。

【届出に必要な書類等】

- 紛失一般旅券等届出書1通……………パスポートセンターにあります。
- 写真2枚……………4.5cm×3.5cm、6ヶ月以内に撮影したもの
(※顔の寸法等、細かく規定されていますので、事前にお問い合わせください。)
- ^{りさい}罹災証明書1通……………証明書の発行方法については、この冊子の8ページをご覧ください。
- 戸籍謄本または抄本1通……………市民課で発行できます。
- 運転免許証……………ご本人確認のため、必要となります。

詳しい内容については、パスポートセンターへお問い合わせください。